

令和7年度守山市健康推進員養成講座開催要領

1 目的

市民全てが、健やかで充実した生活を営むためには、生涯を通じた総合的な健康づくり施策が必要である。とりわけ、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り育てる」という自覚と認識を深め、日常生活において実践することが重要である。

そのためには、地域ぐるみの活動が必要であり、その活動を地域住民の自発的な意志によって、組織的な健康づくり活動を推進するためのリーダーとして実践し、啓発普及、指導を行う健康推進員（以下「推進員」という）の活動が必要である。

推進員は第3次健康もりやま21の推進をはじめとした健康づくり事業と連携した活動を行うことから、健康に関する幅広い内容を含めた推進員を養成するため、推進員養成講座を行う。

2 実施主体

守山市

3 受講者の選定

受講者は、地区組織活動の趣旨に賛同し、自ら推進員となってボランティア活動を実践する熱意を有する住民を対象とし、自治会長の推薦を受けた者または自ら推進員として活動を希望した者とする。

4 養成講座

推進員の養成講座は、次に掲げる基準により実施。

(1) 受講人員

おおむね30人程度とする。

(2) 養成期間および講習時間数

令和7年9月から同年12月まで。講習時間は25時間程度。

(3) 講座内容

地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開していく上で必要な知識、技術に関する次の事項を含めた内容で行う。

ア 健康づくり総論

イ 母子保健の知識

ウ 生活習慣病予防のための食生活

エ 食生活プランの立て方、調理理論と演習

オ 食品衛生の知識

カ 生活習慣病予防のための運動

キ 地区組織活動の進め方

(4) 国家資格保持者の講座免除について

講座に関連のある国家資格保持者は、一部の講座を免除できるものとする。

(5) 教材

健康づくり地区組織活動用教材シリーズ「食生活改善推進員養成テキスト」および適宜作成したものを使用する。

(6) 講師

市長が指導科目ごとに適当と認めた者。

(7) 修了要件

養成講座を8割以上出席した者。修了者には市長名で修了証書を交付する。

(8) 補講の実施

養成講座をおおむね2割以上欠席する場合は、別日に市長が適当と認めた補講を行う。

5 事業実施体制の整備

市長は、養成講座を円滑に推進するため、事業の企画、実施にあたっては、南部健康福祉事務所と十分協議を行う。特に、広域的、専門的講座内容については、南部健康福祉事務所の支援を得て実施する。

6 経費

この事業に要する経費については、守山市が負担する。

7 報償

養成講座を修了した者について、準健康推進員活動として1人あたり5,000円の報償費を支払う。

8 その他

養成講座を修了したものは、推進員として守山市の保健衛生行政機関等との連携により、地域健康づくり推進のため活動するものとする。